

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
令和6年度第2回理事会議事録

1 招集年月日

令和6年8月26日（月曜日）

2

3 開催日時

令和6年9月19日（木曜日）午後1時00分から午後1時57分まで

1

2 開催場所

社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室

※Web会議システムによる出席者は、自宅・職場等の各会場から出席

3 出席者（※Web会議システムによる外部会場からの出席者）

(1) 理事総数 9名

出席理事 9名

理事 山岸徳男

理事 藤岡孝志※

理事 和氣康太※

理事 廣川理恵子※

理事 西田伸一※

理事 佐々木晶道

理事 有賀弘

理事 藤井麻里子

理事 林直樹※

(2) 監事総数 2名

出席監事 2名

監事 齊藤一紀※

監事 石村光代※

4 議長

理事長 山岸徳男

5 議事録作成者

理事長 山岸徳男

6 議題

(1) 決議事項

第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団職員給与規程の一部改正
（案）について

第2号議案 令和6年度第二次補正予算（案）について

(2) 報告事項

ア 施設利用実績について

イ コンプライアンス委員会の報告について

ウ 検証委員会結果報告について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。(理事長、業務執行理事、片瀬学園の園長である理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。)

7 議事の経過の要領及びその結果

(1) 第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団職員給与規程の一部改正(案) について

議長の求めに応じ、事務局から、都が実施している「障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業」を活用した居住支援特別手当を支給することに伴う改正について説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問があった。

- 出席者から、居住支援特別手当に関連し、処遇改善加算も支援職以外は支給されないと思うが、支給の対象外の職員にも一部支給するなど、法人として何らかの対応をしているかについて質問があり、事務局から、居住支援特別手当については東京都の事業の要綱どおり、事務職等への支給はないが、処遇改善加算については、施設に勤務する事務職等へも調整を行い、支給しているとの回答があった。
- 出席者から、福祉・介護職員の給与水準が低いという問題があり、その改善がすぐになされないのであれば、新人職員へプラス支給されるのは大いに結構だと思う。また、財源は東京都からの補助金になると思うが、補正予算での対応になるかとの質問があり、事務局から、東京都に申請する補助金を受けて支給するとの回答があった。

質疑応答の後、第1号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(2) 第2号議案 令和6年度第二次補正予算(案) について

議長の求めに応じ、事務局から、浄化槽にかかる電気設備の交換修繕、児童棟建具等の改修修繕等に伴う補正予算及びその説明資料について説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問があった。

- 出席者から、児童養護施設の壁の修繕について、子供たちが壊したケース

もあると推察するが、他施設も順番に修繕する考えもあるかとの質問があり、事務局から、壁を破損するケースは、児童養護施設だけでなく、障害施設も同様にあり、施設の予算で直せる部分は都度対応するが、大きく改善が必要な場合、東京都へ取崩し協議をして行うかは、それぞれの施設の状況により相談しながら行っているとの回答があった。

さらに、出席者から、壁が壊れるということは、子供の不穏状態が背景にあるケースも推察されるので、あわせて、職員に対するサポート、また、その状況を目撃したときの子供へのフォローという視点も考えていただきたいとの意見があった

- 出席者から補正予算を同施設の児童部門と成人部門で按分する際の基準について質問があり、事務局から、職員配置数に応じて、児童部門と成人部門の比率により、会計全体の額を按分しているとの回答があった。また、山岸理事長から、職員数は、利用者数がベースとなっているが、施設により配置基準が異なるため、若干手厚く配置されているところがあるなど、支援の困難度のある程度反映させながら行っているとの回答があった。
- 出席者から、LEDの交換を船形学園で行っているが、在籍する法人ではエアコンを省エネタイプの新しいものに変えたことで明らかに電気代が減ったため、古い設備などが残っているのであれば、随時進めていただきたいとの意見があった。

質疑応答の後、第2号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(6) 報告事項

山岸理事長から、社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、職務執行状況について報告があった。詳細については、藤井業務執行理事から「施設利用実績」について、事務局から「コンプライアンス委員会の報告」及び「検証委員会結果報告」について、それぞれ資料に従い説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ、次の意見があった。

- 出席者から、検証委員会報告にかかる事故事案について、医療受診の状況及び職員とのコミュニケーションについて質問があり、事務局から、通院はしており、また、特定の職員とのコミュニケーションや他の職員との日常的な会話もあったとの回答があった。
- 出席者から、事故事案について、事故が起きる場所などに気をかけるなど、事故防止や回避の方策を考えていただきたいとの意見があり、山岸理事長から、可能な限り、周りからリスクを遠ざけるなど教訓にしていきたいとの回答があった。

- 出席者から、事故事案について、児童と関係のできていた特定の職員の支援体制や、支援の難しい児童をチームで養育する仕組みをどう作るか、また、手のかかる児童の対応が優先され、課題の見えにくい児童への対応が盲点になるという1つの教訓ではないかと感じた。特定の職員が抱え込まないよう、職員間で日頃から語り合える雰囲気づくり、仕組みづくりがチーム養育ではとても重要であり、今回の件で傷ついている職員へのサポートもお願いしたいとの意見があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午後1時57分に閉会した。